

新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン SAJ 安全対策パトロール部編

新型コロナウイルス感染症の拡大の本格化で、2月末には自粛要請が始まり、4月7日には緊急事態宣言が行われたところです。5月25日に緊急事態宣言が解除となりましたが、未だに一定数の感染者が確認される中で、スキーパトロール活動・講習会等の実施に不安を持っている方もいると思います。

現在の状況では講習会自体の開催も危ぶまれている状況であり、今後の政府の動向を鑑みて開催の可否を検討することに対応していくことが必要であります。

安全対策委員会の対応策としてはSAJのガイドラインに沿って、以下のとおり講じます。

1 新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン全般について

- (ア) 別紙、「資料A」 SAJ 検定会新型コロナウイルス感染対策ガイドライン、「資料B」 SAJ 指導者研修会新型コロナウイルス感染対策ガイドラインに準ずる。ただし、各加盟団体主管事業の場合は、実施場所の自治体、体育協会、スキー連盟のガイドラインが優先する。

また、上記以外で安全対策パトロール部事業の独自性な項目の対応については、第2項以降のとおりとする。

- (イ) 事業に係る宿泊は、各自で手配する。

2 検定会について

(ア) 会場

- ① 利用施設のガイドライン等に準じて設営、準備を進める。
- ② 室内会場での対応
 - ・理論テスト及び室内種目では受検者同士の間隔を2m程度確保できる面積を有する場所とする。
 - ・ロープ、三角巾は自己所有のものを使用し、貸し借りはしない。
- ③ 雪上会場での対応
 - ・アキヤボードの取扱いについては、1受検者ごとに清拭消毒を実施する。

(イ) 検定種目について

- ① 出題範囲
 - 公認スキーパトロール検定規程及び公認スキーパトロール検定基準と実施要領に示された方法で実施する。

3 養成講習会について

(ア) 会場

- ① 利用施設のガイドライン等に準じて設営、準備を進める。
- ② 室内会場での対応
 - ・理論講習及び実技講習（ロープ操法・救急法）では受検者同士の間隔を2m程度確保できる面積を有する場所とする。
 - ・ロープ、三角巾は自己所有のものを使用し、貸し借りはしない。

③ 雪上会場での対応

- ・アキヤボードの取扱いについては、1 受検者ごとに清拭消毒を実施する。

(イ) 講習会内容について

① 公認スキーパトロール検定規程及び公認スキーパトロール検定基準と実施要領別

③により実施する。

② 救急法テスト

- ・新型コロナウイルス感染拡大に伴う特例措置による赤十字救急員認定証未取得者の救急法テスト内容理解を補うために養成講習単位時間と合わせて安全対策パトロール部提供の e ラーニング映像資料並びにスキー教程安全編の DVD を活用し学習させる。
- ・赤十字救急員認定証取得者についても、テスト内容の理解を補うために上記と同様に e ラーニング映像、スキー教程安全編の DVD で学習させる。

4 研修会について

(ア) 会場

① 利用施設のガイドライン等に準じて設営、準備を進める。

② 室内会場での対応

- ・理論講習及び実技講習（ロープ操法・救急法）では受検者同士の間隔を 2m 程度確保できる面積を有する場所とする。
- ・ロープ、三角巾は自己所有のものを使用し、貸し借りはしない。

③ 雪上会場での対応

- ・アキヤボードの取扱いについては、1 受講者ごと清拭消毒を実施する。

(イ) 研修会内容について

① 公認スキーパトロール研修会規程により実施する。

② 「理論研修について」

基本は e ラーニングとし、やむを得ず集合研修とする場合は感染防止策を講じて実施する。

5 その他のガイドラインについて（参考）

(ア) パトロール従事者に対するガイドライン

- ・別紙 1 を基準に各現場に合った方法を盛り込み作成し実践する。

(イ) 感染が疑われる者が出た場合を想定した対策（準備事項）

- ① 利用施設や必要に応じて開催地自治体の衛生部局等とあらかじめ相談し、緊急時の連絡相談先、医療機関等への搬送等の対応について決めておく。
- ② 個人情報の取扱いに十分注意しながら、参加者から得た情報（申込書、「体調チェックシート」等）について、期間（少なくとも 1 カ月以上）を定めて保存する。

(ウ) 感染が疑われる者が出た場合の対応

- ① 講習会等の当日（連続した複数日で開催する場合は初日）の受付や準備時間中に、参加者・講師・運営スタッフから、感染が疑われる症状の報告があった場合 → 運営

事務局は速やかに当該者の参加を中止させ可能な範囲で隔離し、原則帰宅させる。可能な限り速やかに医療機関を受診するよう伝え、その結果を運営事務局に速やかに報告させる。その際、新型コロナウイルス感染症の検査をしている場合はその結果を報告させる。新型コロナウイルスの陽性反応が出た場合、利用施設や開催地自治体の衛生部局等に連絡し、原則として講習会等の中止を前提に検討する。

- ② 講習会等の開催中に参加者・講師・運営スタッフから、感染が疑われる症状の報告があった場合 → 運営事務局は速やかに当該者の参加を中止させ可能な範囲で隔離し、原則帰宅させる。可能な限り速やかに医療機関を受診するよう伝え、その結果を運営事務局に速やかに報告させる。その際、新型コロナウイルス感染症の検査をしている場合はその結果を報告させる。新型コロナウイルスの陽性反応が出た場合、利用施設や開催地自治体の衛生部局等に連絡し、原則として講習会等の中止を前提に検討する。

- ③ 講習会等の終了後 14 日以内に参加者・講師・運営スタッフから、感染の報告を受けた場合 → 運営事務局は利用施設や開催地自治体の衛生部局等に連絡するとともに、衛生部局等の指示に従い当該者と接触した可能性のある全ての関係者（参加者・講師等）へ速やかに連絡するなどの対応に協力する。 ※後刻 SAJ 等の関係団体へも報告を行う。

SAJ安全対策部

新型コロナウイルス感染症予防におけるスキーパトロール活動に関するガイドライン

新型コロナウイルス感染症において、スキー場でパトロール活動を行う場合は、お客様とパトロール自身の安全を確保するために、本ガイドラインを基に活動してください。

1. ガイドラインの趣旨

新型コロナウイルス感染症におけるスキー場パトロール隊の活動は、感染者患者及び感染者疑い負傷 病者 との接触が想定されます。

本ガイドラインは、パトロール活動に関する行動要領、感染防止対策等を示すことで、お客様とパトロールの安全確保に万全を期すものであり、またパトロールが新型コロナウイルスに感染した場合、隊員の検査などでパトロール全体の業務が停止した場合は、スキー場の営業全体に支障をきたします。ガイドラインを基に活動することにより、リスクを最小限に抑えることができます。

2. 感染予防策の強化

- (1) 感染者患者及び感染者の疑いがある負傷病者との接触が想定されることから、スキー場でのパトロール活動の安全性をより高めるために、感染予防策としてデイスポーザブル（使い捨て）手袋・マスク や目の保護具（サングラス、ゴーグル等）の着用を基本として、活動内容に応じて適切な感染予防を行ってください。
- (2) 隊員間、隊員とお客様（負傷病者）間の距離は、常に 2 m 程度確保し、パトロール本部や詰所での活動では密閉、密集、密接を回避し、換気を心掛けてください。
- (3) 活動中はこまめにうがいや手洗い、消毒を適切に行い隊員自身が感染するなど、感染媒体にならないよう感染予防を徹底してください。
- (4) ウェアや手袋などの保管場所は、他の部署との共用を避けてください。

3. パトロール活動に対する行動要領

(1)パトロール活動

- 活動中はこまめにうがいや手洗い、消毒を適切に行い、隊員自身が感染するなど、感染媒体とならぬよう、感染予防を徹底してください。
- 活動を開始するにあたり、隊員は手をよく洗い、体温を確認し、十分な体調管理を行ってください。
- 発熱がある場合や、本人の主訴に倦怠感等が起きた場合、呼吸困難、嗅覚・味覚障害等の症状がでた場合は、直ちにパトロール活動を止め、最寄りの医療機関や保健所等に相談してください。
- 新型コロナウイルス感染症対策として、必要に応じて設備、資器材の消毒を行ってください。

■パトロール本部内及び詰所では、隊員間での感染防止のためマスク等を着用してください。

■パトロール本部内及び詰所が密閉されている場合は、適時窓を開け、換気扇等を使用して、常時、室内の換気を行ってください。

■お客様との接触頻度が高いと考えられるため、マスク、グローブ、ゴーグル等を着用してください。

■リフト乗車はお客様との乗車は避けてパトロール単独で乗車してください。

■その他別記1のとおり対応してください。

- (2) 心肺停止傷病者に対して、胸骨圧迫のみで心肺蘇生を行うことを基本とします（ハンズオンリーCPR）人工呼吸は行いません。胸骨圧迫前に傷病者の口と鼻を衣類やタオル等で覆い、極力エアロゾルの 拡散を防いでください。サージカルマスクも有効ですが、負傷病者への着用の際の感染防止に十分注意してください。
 - (3) 負傷病者の家族、近しい友人等に新型コロナウイルス感染症の疑いがある人がいるか確認してください。CPR を実施する場合は、開始前に負傷病者の関係者に確認してください。後日、負傷病 者 に新型コロナウイルス感染症の疑いがでた場合はパトロール本部に連絡するよう依頼してください。
 - (4) 救急搬送する負傷病者が新型コロナウイルス感染症（体温 37.5 度以上）の疑いがある場合は、119 番通報 時に新型コロナウイルス感染症の疑いがある傷病者であることを確実に伝達してください。
 - (5) 病院搬送後の負傷病者が新型コロナウイルス感染症であることが判明した場合は、医療機関から パトロール隊に連絡をもらえる体制を整えてください。
 - (6) パトロールが接触した負傷病者が、新型コロナウイルス感染症の疑いのあることが判明した場合は、 パトロールも疑似症患者として取り扱われる可能性もあることから、直ちに最寄りの保健所等に連絡するとともに、遅延なく社内に報告し、その後の対応について連携してください。
- #### 4. 資器材等の消毒
- (1) 平時からパトロールの管理する資器材は、使用後に消毒など必要な管理をされていると思いますが、各資器材の使用後は、すべての事案において消毒未実施がないように必ず確認する。
 - (2) パトロール活動で接触した負傷病者が、新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合（後日判明した場合も含む）には社内報告するとともに、最寄りの保健所に連絡し パトロール隊施設及び各資器材の消毒などについて相談してください

- (3) 次亜塩素酸ナトリウムは入手しやすい消毒液ですが、金属には適さないため、金属部分の消毒は消毒用エタノールが有効です。必要に応じて県や市町村などに相談して準備をしてください。

5. 健康管理

- (1) 新型コロナウイルス感染症の患者を扱ったことが判明した場合は、保健所等の指示や助言を得ながら、対応した隊員の健康管理を徹底してください。
- (2) パトロール活動中は、特に免疫力の低下を防止するため、十分な睡眠など隊員の健康管理を徹底してください。
- (3) 風邪の症状や発熱がある場合は活動を止め、休んでください。発熱が数日続く、倦怠感や呼吸困難、嗅覚・味覚障害等の症状がでた場合は、直ちにパトロール活動を止め、最寄りの医療機関や保健所等に相談してください。

6. 留意事項

- (1) 負傷病者に接触する際は、活動中に目の防護具、マスク、ディスポーザブル手袋等を誤って離脱することのないよう留意してください。
- (2) 飛沫暴露含む、体液などが付着したユニフォーム、目の防護具、マスク、ディスポーザブル手袋等の離脱時は感染暴露する事象を起こしやすいことから、十分に注意して実施してください。
- (3) 有事（感染）が発生してしまった活動現場などにおいて、隊員の会話などから、関係者から知り得た情報が第三者に漏れることのないようプライバシーの保護を含め情報管理の徹底を図ってください。
- (4) 新型コロナウイルスに関する一般相談があった場合は、最寄りの保健所等に連絡するよう案内してください。

7. その他

- (1) 負傷病者が新型コロナウイルス感染症の疑いのある場合の対応について、予め消防署や地域の医療機関と協議しておくことを推奨します。
- (2) 本ガイドラインは社会情勢の変化により、適宜修正を行っていきます。

4. 新型コロナウイルス感染症の疑いがある者とは

現場にて、新型コロナウイルス感染症の疑いについて即座に判断しなければなりません
雪上にて以下のキーワードを確認し、少しでも該当する場合は感染防護対応とします。

キーワード

- ① 住所を教えてください・・・感染者の多い都道府県から来ている
- ② 数日前から熱（微熱）はありますか？・・・あるなら疑う
- ③ 嗅覚・味覚障害はありますか？・・・あるなら疑う
- ④ 咳や喉の痛みはありますか？・・・あるなら疑う

※インフルエンザの疑いもありますが、新型コロナウイルス感染症の防護を最大限に行います

基本

- 可能な限り負傷病者との直接的な接触は避けてください。
- 飛沫感染防止の為、負傷病者にマスク等の着用をお願いします。
- 不携帯であれば隊員が携行しているマスクを着用してもらいます。

状況確認

- 負傷病者から 2 m 程度離れた位置から症状を確認してください。
- 負傷病者の体温測定を行ってください。
- 飛沫感染防止の為、負傷病者にマスク等の着用をお願いします。

応急処置

- できる限り負傷病者の顔に近づかず、手当を行ってください。
- 負傷病者が新型コロナウイルス感染症（体温 37.5 度以上）の疑いのある場合はできる限りの距離を取りながら必要最低限の現場処置を行ってください。

搬送

- ボート搬送は通常の手順で行う。
- 搬送後はアキヤボート等の救急資材は速やかに消毒を行う。

本部処置

- 部隊員は感染防止の為、サージカルマスク、ディスポーザブル手袋・フェイスシールドを着用して応急処置を行ってください。
- 負傷病者の処置を実施する前に必ず体温測定を行ってください。
- できる限り負傷病者の顔に近づかず、応急処置を行ってください。
- 負傷病者の新型コロナウイルス感染症（体温 37.5 度以上）の疑いのある場合は防護服も着用してください。
- 体温が 37.5 度以上ある負傷病者については、原則として処置室への入室は断り、医療機関での受診を進める（インフルエンザ疑いも含む）

- 新型コロナウイルス感染症（体温 37.5 度以上）の疑いのある負傷病者が現場から搬送されてきた場合は速やかに消防に引継ぐ手配を行い、隔離場所がない場合は感染防止の為、外部で待機してもらう。
- 応急処置終了後は速やかに使用機材等の消毒を行ってください。

消防への引継ぎ ■負傷病者情報を救急隊に渡すとともに、負傷病者が新型コロナウイルス感染症の患者若しくは感染の疑いのある傷病者であることを確実に救急隊に伝達してください。

新型コロナ対策新規資材

- ・サージカルマスク ・ディスポーザブル手袋 ・防護服 ・防護ゴーグル
- ・消毒用エタノール（次亜塩素系含む）・手指消毒用消毒液 ・ペーパータオル
- ・非接触型体温計 ・フェイスシールド ・蓋付ゴミ入れ

SAJ 検定会

新型コロナウイルス感染対策 ガイドライン

作成日： 2020/10/10

最終更新日： 2020/11/3

新型コロナウイルス感染対策ガイドライン 目次

内容

基本事項	2
参加者の遵守事項	3
施設管理	3
運用管理（受検者・関係者）	4
運用管理（観客）	5
受検者・関係者の皆様に守っていただきたい事	6
参考 URL	7

1 基本事項

■はじめに

新型コロナウイルスの感染を最大限に防止しながら検定会を運営するためには、受検者、サポーター、運営役員全ての方の理解と協力が必要である。残念ながら感染のリスクは0（ゼロ）ではないため、ひとり一人が自覚と責任をもって自己防衛することが重要となる。自己防衛は、家族や仲間を守ることにもつながるため、「自分は大丈夫」の考えは捨て、すべての人が新型コロナウイルスの特性を正しく理解し、感染防止に努める必要がある。

■新型コロナウイルス感染症の基本事項

新型コロナウイルスの感染経路は、くしゃみや喀痰などの飛沫が目や鼻、口などの粘膜に付着したり、呼吸器に入ることによって感染する**飛沫感染**が主体と考えられている。また、喀痰や鼻水などの体液およびそれらで汚染された環境に触った手で目や鼻、口などの粘膜に触れることによって感染する**接触感染**もあるため、以上 2 つの経路の感染予防策を徹底する。有症者が感染伝播の主体であるが、無症状病原体保有者からの感染リスクもあるため、常に予防を意識する。

●飛沫感染予防

- ・受検者、サポーター、運営役員、は原則マスクを着用する。
- ・咳エチケットを徹底する。
- ・人と人が対面する場所では可能であれば、パーテーションやビニールシートを設置する。
- ・飛沫は空気中を漂わず、空気中で短距離（1～2m）しか到達しないため、人と人との距離（1～2m 四方）を確保する。
- ・屋内では換気を徹底する。

●接触感染予防

- ・流水と石けんによる手洗いもしくは擦式アルコール消毒薬（推奨アルコール濃度 60%～80%）による手指衛生の励行。（高濃度のアルコールによる手荒れはウイルスが手に残る原因となるため、ハンドクリームで保湿するとよい。）

北里大学「医薬部外品および雑貨の新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）不活化効果について」：

<https://www.kitasato.ac.jp/jp/albums/abm.php?f=abm00026588.pdf&n=20200417>

- ・アルコールや抗ウイルス作用のある消毒剤含浸クロス（成分として、アルコールが 60%～80%含まれるものが望ましい）で環境（テーブル、ドアノブなど高頻度接触部位）の清拭消毒を行い、清掃を行う場合は、手袋、マスクを着用する。

※開閉会式会場及び理論問題試験会場の換気について：

必要換気量 1 人あたり毎時 30m³を満たす場所を前提に毎時 2 回以上（30 分に 1 回以上、数分間程度、窓を全開する。）部屋の空気をすべて外気と入れ替える。開窓による換気は 2 方向以上で行い、風の流れができるようにサーキュレーターを使用するなど施設状況に合わせて工夫する³⁾。

2 参加者の遵守事項

1. 検定会参加者に以下を周知、理解を求める。
検定会の2週間前から大会当日まで下記事項に該当する場合は、参加の見合わせを求めること。
 - ・発熱(37.5℃以上)を認める。
 - ・せき、のどの痛みなど風邪の症状がある。
 - ・だるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある。
 - ・嗅覚や味覚の異常がある。
 - ・体が重く感じる、疲れやすい等の症状
 - ・新型コロナウイルス感染者との濃厚接触歴がある。
 - ・同居家族や身近な知人に新型コロナウイルス感染が疑われる方がいる。
 - ・参加14日前までに政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航歴がある、または当該在住者との濃厚接触歴がある。
2. 参加者においては「健康管理表」を、事前に記入してもらう。
3. 「健康管理表」の管理については、個人情報保護を遵守し、責任者が設定されている。
4. インターネットやスマートフォンによる受付を推進し、現金の授受などが生じないような準備を行う。

3 施設管理

1. 受付では、手指消毒剤、対面接触によるリスク軽減のためアクリル板・透明ビニールカーテン、接触感染予防のための手袋を準備して対応する。
検温の実施と簡易的な問診による体調のチェックを行う。
※連続した複数日で開催する場合は毎日
2. 洗面所・手洗い場所
 - ①手洗い場には石鹸を用意する。
 - ②正しい手洗い方法について掲示をする。
 - ③手洗い後に使用するペーパータオルを用意する。(利用者にマイタオルの持参を求めてもよい。ハンドドライヤーについては使用しないようにする)
 - ④手洗いが難しい場合は、手指消毒用薬を用意する。
 - ⑤トイレの蓋を閉めてから汚物を流すよう掲示する。
3. 実技会場
 - ①実技検定中以外はサージカルマスク(防寒・暴風のためのマスクを着用している場合はそれでも可)着用とする。
 - ②外したマスクは自身で管理できるよう袋に入れること。
 - ③大きな声での会話や指導をしないこと。
 - ④飲食については、指定場所以外で行わないこと、また共有しないこと。
 - ⑤リフトやゴンドラに乗車する際は、マスクを着用し、対面での会話は控える。
4. ゴミの廃棄
 - ①鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する。
 - ②マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う、または手指消毒をする。
5. 清掃・消毒
 - ①消毒については用途に応じて消毒薬を選択する。

②通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を開場前、閉場後に消毒する。

6. 飲食について

- ①参加者およびスタッフが食事を摂取する際には個別に摂取する。やむを得ない場合には1～2mの十分な距離をとり、対面しないように摂取する。また食事中の会話は控えるようにする。
- ②食事を摂取する場所が限定され、人が密集しないように配慮する。対面式のテーブルなどでは、一方向のみの使用とするかパーテーション等の使用を検討する。

4 運用管理（関係者）

1. 運営役員会議

- ①一同が会する会議を頻回に行うことは推奨しないが、行う時は人と人との距離（1～2m 四方）を確保する。
- ②会議を開催する場合には、常時マスク着用とし、出入口での手指消毒を徹底する。
- ③対面する座席には、パーテーションがあることが望ましい。
- ④会議場内で食事はしないこと。
- ⑤換気（※）に配慮する、窓や扉が2か所以上なく、換気が困難な場合にはサーキュレーターを使用する。
- ⑥打ち合わせは極力事前に済ませ、当日の打ち合わせは短時間とする。

2. 入場・受付時の対応

- ①ガイドライン2参加者の遵守事項の1. に該当する参加者については参加を見送るようにする。
- ②「参加者の時間差入場」「待機人数の削減」「人との距離を考慮した目印」「スタッフと参加者の入退場動線を分ける」等の対策をとる。
- ③「マスクの着用」「大声での会話」「対面での会話」等飛沫感染予防について注意を促す。
- ④入場時に手指消毒液を使用させ、「健康管理表」を確認し受理する。
- ⑤必要に応じて非接触体温計を使用して検温し、発熱者であれば入場を制限する。

3. 開会式・閉会式

- ①1～2mの対人距離を取っての整列隊形をとる。
- ②役員と参加者が対面で整列する場合にはその距離を十分にとる。
- ③「マスクの着用」「大声での会話」「対面での会話」「解散後の密を避ける」等飛沫感染予防について注意を促す。
- ④開・閉講式における関係者挨拶は極力減らすよう努める（1名を原則とする）。
- ⑤事務連絡や講師紹介は極力減らすよう努める（書面で説明する）。

4. 実技検定時の対応

- ①受検者が検定前にマスクを外す場所をあらかじめ決めておく。検定前に外したマスクは、ビニール袋等の自身のケースで保管することとし、第三者が直接触れないよう徹底する。
- ②スタート地点にいるサポーター、運営役員はマスクもしくはフェイスシールド（防寒・暴風用のフェイスマスクと、ゴーグルやサングラスでも可。）を着用し、近い距離での会話を避ける。
- ③スタート地点における各種共用物は、選手が素手で触れていなければ一選手ごとの清拭消毒は不要である。
- ④運営役員は常時マスク着用とする。筆記用具やトランシーバーの共用はしないこと。

- ⑤呼吸が落ち着くまでマスクの再装着は不要であるが、対人距離を確保し咳エチケットを守る。
 - ⑥コース設営・整備の役員は常時マスクを着用する。また、コースサイドで待機中は、スタッフ同士での近距離・対面での会話は避ける。
5. 検定中の転倒やコースアウト等で救護が必要になった場合の救護役員は、マスク・フェイスシールドを着用する。
6. 合格発表時の対応
- ①授与者は授受前に手指消毒を行う。
 - ②授与者は手袋を着用するか、授与前に手指消毒を行う。（感染対策をとっていることが視聴者等にわかるように配慮する。）
 - ③握手やハグは行わない。

5 運用管理（サポーター）

1. 入場・受付時の対応
- ①ガイドライン2参加者の遵守事項の1. に該当するサポーターについては応援をお断りする。
 - ②「人との距離を考慮した目印」「受検者・関係者とサポーターの待機位置を分ける」等の対策をとる。
 - ③「マスクの着用」「大声での会話」「対面での会話」等飛沫感染予防について注意を促す。
 - ④非接触体温計を使用して検温し、発熱者であれば入場を制限する。
 - ⑤入場前に手指消毒を行う。
 - ⑥チケットレス、キャッシュレス等、非接触によるやり取りが可能な手法をできる限り導入する。
 - ⑦新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）のダウンロードを推奨する。
2. 会場内での対応
- ①会場内では常に1～2mの対人距離を保つよう指導する。
 - ②COCOAが機能するよう、会場内ではBluetoothをオンにすること。
 - ③ギャラリースペースでは、マスクを着用し、歓声や大声での応援は控える。
 - ④飲食については、指定場所以外で行わないこと、また共有しないこと。
 - ⑤飲食スペース、トイレ等エリア出入口には手指消毒剤を設置する。
 - ⑥鼻水、唾液等体液のついたごみはビニール袋に密閉して破棄する。

6 受検者・関係者の皆様に守っていただきたい事

1. マスクの着用について
- ①受検者は検定中を除いて、常時マスクを装着する。（屋外においては防寒・暴風のためのフェイスマスクやネックウォーマー等でも可。待機時間や休憩等屋内で過ごす際にはマスクが望ましい）
 - ②ウォーミングアップ後や検定直後、呼吸が落ち着くまでマスクは装着しなくても良いが、荒い呼吸は飛沫が多くなり感染リスクが増大するため、対人距離や咳エチケットに留意すること。
 - ③サポーター、役員、スタート地点のスタッフ等受検者の近くで活動する者は常時マスクを着用すること。マスクを外した選手と会話することで目の粘膜に飛沫が飛ぶ可能性を考慮し、フェイスガードやゴーグル、サングラス等も装着することが望ましい。
 - ④マスクが汚染や水濡れ等で使用できなくなることを考慮し、替えを持参すること。

⑤使用済のマスクは会場で破棄せず、自身で持ち帰ること。

2. 手指消毒について

- ①更衣室、トイレ、洗面所等各エリアに出入りする前後での手洗い・手指消毒をすること。
- ②滑走用の手袋を装着しながら共用物に触れると予想されるため、手袋を装着したまま顔には触れないよう注意する。（接触感染予防）
- ③目・口・鼻の粘膜からの感染リスクがあるため、ゴーグルやフェイスマスク、ヘルメットは清潔に管理し、装着前後で手指消毒を行うこと。
- ④検定中・練習中にスキー板やボード、ウェアに飛沫が付着している可能性があるため、着脱前後で手指消毒を行う。特に手袋着脱前後は注意する。
- ⑤共用物（ドアの取っ手、自販機のボタン、椅子、テーブル等）に触れる前、触れた後は手指消毒を行う。

3. 検定前の健康管理について

検定前2週間において以下のいずれかの事項に該当する場合は出場を見合わせること。

- ・発熱(37.5℃以上)を認める。
- ・せき、のどの痛みなど風邪の症状がある。
- ・だるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。
- ・嗅覚や味覚の異常がある。
- ・体が重く感じる、疲れやすい等の症状がある
- ・新型コロナウイルス感染者との濃厚接触歴がある。
- ・同居家族や身近な知人に新型コロナウイルス感染が疑われる方がいる。
- ・参加14日前までに政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航歴がある、または当該在住者との濃厚接触歴がある。

4. その他大会当日の留意事項について

- ①大声での会話や指導は避け、常に1～2mの対人距離をとって行動する。
- ②入場時検温にて発熱が認められた場合は、検定会役員の指示に従う。
- ③入場前に体調不良となった場合は、会場内に入場せず帰宅するか、判断に迷う場合は入場口の検定会役員に申告する。
- ④会場内で体調不良となった場合は、近くの検定会役員に申告し、移動せずにその場で指示を待つ。
- ⑤頻回の入退場は控えること。
- ⑥使用禁止エリアへの立ち入りはしないこと。（検定会前後での消毒範囲や、大会終了後に陽性者が発生した場合の接触部位特定に影響を及ぼすため）
- ⑦私物は可能な限り持参した袋に入れて管理すること。（目の届かない間に他者の飛沫がかかったり、自身の飛沫が付着した私物で環境を汚染するリスクを最小限にするため）
- ⑧受検者は、自分の検定終了後、速やかに退場すること。
- ⑨検定会終了後、集合しての打ち上げやミーティングは禁止する。
- ⑩検定会主催者・施設管理者が定めたその他の措置・指示に従うこと。

5. 検定会後

検定会後2週間以内に体調不良となり「新型コロナウイルス感染症」の疑いが生じた、または発症した場合、速やかに運営事務局まで連絡すること。

※換気について

特定建築物であれば必要換気量（1人あたり毎時30m³）を満たすとされている。機械換気もしくは窓の開放による換気（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する）を行う。空気の流れを作るため、複数の窓がある場合、二方向の壁の窓を開放すること。窓がひとつしかない場合は、ドアを開けること。

参照：厚生労働省「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000618969.pdf>

参考 URL

- ・厚生労働省「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（2020. 5. 25 改訂）」
https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/seifunotorikumi.html#h2_1
- ・厚生労働省「新型コロナウイルス感染症 診療の手引き・第2. 2版（2020. 7. 17 改訂）」
<https://www.mhlw.go.jp/content/000650160.pdf>
- ・日本医師会「新型コロナウイルス感染症外来診療ガイド 第2版（2020. 5. 29 改訂）」
http://dl.med.or.jp/dl-med/kansen/novel_corona/shinryoguide_ver2.pdf
- ・公益財団法人日本スポーツ協会「スポーツイベント再開に向けた感染拡大ガイドラインについて（2020. 5. 14）」
<https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/jspo/guideline.pdf>
- ・一般社団法人日本フィットネス産業協会「FIA フィットネス関連施設における新型コロナウイルス感染拡大対応ガイドライン(2020. 5. 25)」
https://www.fia.or.jp/wp-content/uploads/2020/01/fia_guide.pdf
- ・スポーツ庁「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン（2020. 5. 25）」
https://www.mext.go.jp/sports/content/20200514-spt_sseisaku01-000007106_1.pdf
- ・一般社団法人全日本指定自動車教習所協会連合会「指定自動車教習所における新型コロナウイルス感染症の感染防止のためのガイドライン（2020. 5. 14）」
<http://www.zensiren.or.jp/zenwp/wpcontent/uploads/2020/05/65f7cdaa8e74aa7914d5d56a5b204eb1.pdf>

SAJ スキー指導者研修会

新型コロナウイルス感染対策 ガイドライン

新型コロナウイルス感染対策ガイドライン 目次

内容

1. 基本事項
2. 参加者の遵守事項
3. 施設管理
4. 運用管理
5. 受講者・役員の皆様に守っていただきたい事
6. 事前におこなう事

|| SAJ スキー指導者研修会

1.基本事項

■はじめに

新型コロナウイルスの感染を最大限に防止しながら研修会を運営するためには、受講者、役員全ての方の理解と協力が必要である。特に資格継続の要件でもある指導者研修会においては年齢、いわゆる基礎疾患を含む健康状態、社会的背景、性別など様々な受講者が参加することを踏まえ、自己防衛はもとより、ひとり一人が自覚と責任、他人への思いやりをもって対応策を実行することが重要となる。

■新型コロナウイルス感染症の基本事項

新型コロナウイルスの感染経路は、くしゃみや喀痰などの飛沫が目や鼻、口などの粘膜に付着したり、呼吸器に入ることによって感染する**飛沫感染**が主体と考えられている。また、喀痰や鼻水などの体液およびそれらで汚染された環境に触った手で目や鼻、口などの粘膜に触れることによって感染する**接触感染**もある。有症者が感染伝播の主体であるが、無症状病原体保有者からの感染リスクもあるため、常に予防を意識する。

●飛沫感染予防

- ・受講者、役員は原則マスクを着用する。
- ・咳エチケットを徹底する。
- ・人と人が対面する場所では可能であれば、パーテーションやビニールシートを設置する。
- ・飛沫は空気中を漂わず、空気中で短距離（1～2m）しか到達しないため、人と人との距離（1～2m 四方）を確保する。
- ・屋内では換気を徹底する。

●接触感染予防

- ・流水と石けんによる手洗いもしくは擦式アルコール消毒薬（推奨アルコール濃度 60%～80%）による手指衛生の励行。（高濃度のアルコールによる手荒れはウイルスが手に残る原因となるため、ハンドクリームで保湿するとよい。）
- ・アルコールや抗ウイルス作用のある消毒剤含浸クロス（成分として、アルコールが 60%～80%含まれるものが望ましい）で環境（テーブル、ドアノブなど高頻度接触部位）の清拭消毒を行い、清掃を行う場合は、手袋、マスクを着用する。

※換気について：30 分に 1 回以上、数分間程度、窓を全開する。部屋の空気をすべて外気と入れ替える。開窓による換気は 2 方向以上で行い、風の流れることができるようにサーキュレーターを使用するなど施設状況に合わせて工夫する。

参照：厚生労働省「換気の悪い密閉空間」を 改善するための換気の方法
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000618969.pdf>

2.参加者の遵守事項

1. 研修会参加者に以下を周知、理解を求める。
研修会の2週間前から研修会当日まで下記事項に該当する場合は、参加の見合わせを求めること。
 - ・発熱(37.5℃以上)を認める。
 - ・せき、のどの痛みなど風邪の症状がある。
 - ・だるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある。
 - ・嗅覚や味覚の異常がある。
 - ・体が重く感じる、疲れやすい等の症状がある。
 - ・新型コロナウイルス感染者との濃厚接触歴がある。
 - ・同居家族や身近な知人に新型コロナウイルス感染が疑われる方がいる。
 - ・参加14日前までに政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航歴がある、または当該在住者との濃厚接触歴がある。

3.施設管理

1. 【受付】
 - ①受付では、非接触型体温計、手指消毒剤、対面接触によるリスクを軽減するためのアクリル板・透明ビニールカーテン、接触感染予防のための手袋を準備して対応する。
 - ②風通しの良い場所、換気設備も事前にチェックし、開催地の施設管理者と事前に打ち合わせて対応する。可能な場合は屋外での実施も検討する。
 - ③1～2mの対人距離を保つようなスペースを確保する。
2. 【開会式・閉会式会場】
 - ①利用施設の定めるガイドライン等に準じて設営・準備を進める。
 - ②室内の場合、定員は会場収容数に対して一定数に制限する(開催地自治体等の指針に従う)。
 - ③開会式・閉会式は屋外で実施することを原則とする。

4.運用管理

1. 【会議・打ち合わせ等】
 - ①講師との打ち合わせは極力事前に済ませ、当日の打ち合わせは短時間とする。
 - ②可能な場合はオンラインで行う。
 - ③オンラインで出来ない場合は、密にならないよう十分な対策を講ずる。
2. 【受付】
 - ①係の方はマスク・手袋・フェースシールド等を装着する。
 - ②「受講者の時間差入場」「待機人数の削減」「人との距離を考慮した目印」「スタッフと参加者の入退場動線を分ける」等の対策をとる。

- ③受講者には「マスクの着用」「大声での会話」「対面での会話」等飛沫感染予防について注意を促す。
- ④検温の実施と簡易的な問診による体調のチェックを行う。 ※連続した複数日で開催する場合は毎日

3. 【開会式・閉会式会場】

- ① 1～2 mの対人距離を取っての整列隊形をとる。
- ②役員と参加者が対面で整列する場合にはその距離を十分にとる。
- ③「マスクの着用」「大声での会話」「対面での会話」「解散後の密を避ける」等飛沫感染予防について注意を促す。
- ④開・閉講式における関係者挨拶は極力減らすよう努める（1名を原則とする）。
- ⑤事務連絡や講師紹介は極力減らすよう努める（書面で説明する）。

4. 【研修会場】

- ①あらかじめ研修するコースを班ごとや時間帯ごとに振り分けるなど、コース上やリフト乗り場に参加者が集中しないように工夫すること。
- ②リフトやゴンドラに乗車する際は、マスクを着用し、対面での会話は控える。その他、監督官庁からの指導に従うこと。
- ③外したマスクは自身で管理できるよう袋に入れること。
- ④大きな声での会話や指導はしないこと。
- ⑤利用施設の定めるガイドライン等に準じて設営・準備を進める。
- ⑥室内の場合、定員は会場収容数に対して一定数に制限する（開催地自治体等の指針に従う）。
- ⑦発表やグループワーク等では、参加者同士の距離を可能な限り確保する。

5. 【休憩場所】

- ①休憩については時間差をつける、休憩場所の分散を図るなどの事前対策を講じ、周知しておくこと。
- ②時間に余裕を持って行動すること。

5.受講者・役員の皆様に守っていただきたい事

1. マスクの着用について

- ①参加者は研修中を除いて、常時マスクを装着する。（屋外においては防寒・暴風のためのフェイスマスクやネックウォーマー等でも可。待機時間や休憩等屋内で過ごす際にはマスクが望ましい。）
- ②マスクが汚染や水濡れ等で使用できなくなることを考慮し、替えを持参すること。
- ③使用済のマスクは会場で破棄せず、自身で持ち帰ること。

2. 研修会当日の留意事項について

- ①大声での会話は避け、常に1～2 mの対人距離をとって行動する。
- ②当日の検温にて発熱が認められた場合は、参加を見合わせ、その旨総務主任に連絡する。
- ③体調チェックシートを記入し、必ず提出する。

④会期中に体調不良になった場合は、必ず講師に申告し、その指示にしたがう。

⑤感染が疑われる場合、運営責任者の判断で参加を断る場合がある。

6.事前におこなう事

1.【開催地自治体の感染対応について】

事前に開催地自治体の新型コロナ感染時の対応について把握しておく。

2.【大会開催にあたり】

受講者の感染症対策も大切ですが、役員スタッフの健康も重要です。

検温・マスク着用・飲食等の注意事項を遵守のこと。

3. フェイスシールド・サージカルマスク・消毒液・アクリル板・手袋等の事前の用意をお願いいたします。

参考 URL

- ・厚生労働省「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（2020. 5. 25 改訂）」
https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/seifunotorikumi.html#h2_1
- ・厚生労働省「新型コロナウイルス感染症 診療の手引き・第2. 2版（2020. 7. 17 改訂）」
<https://www.mhlw.go.jp/content/000650160.pdf>
- ・日本医師会「新型コロナウイルス感染症外来診療ガイド 第2版（2020. 5. 29 改訂）」
http://dl.med.or.jp/dl-med/kansen/novel_corona/shinryoguide_ver2.pdf
- ・公益財団法人日本スポーツ協会「スポーツイベント再開に向けた感染拡大ガイドラインについて（2020. 5. 14）」
<https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/jspo/guideline.pdf>
- ・一般社団法人日本フィットネス産業協会「FIA フィットネス関連施設における新型コロナウイルス感染拡大対応ガイドライン（2020. 5. 25）」
https://www.fia.or.jp/wp-content/uploads/2020/01/fia_guide.pdf
- ・スポーツ庁「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン（2020. 5. 25）」
https://www.mext.go.jp/sports/content/20200514-spt_sseisaku01-000007106_1.pdf
- ・一般社団法人全日本指定自動車教習所協会連合会「指定自動車教習所における新型コロナウイルス感染症の感染防止のためのガイドライン（2020. 5. 14）」
<http://www.zensiren.or.jp/zenwp/wpcontent/uploads/2020/05/65f7cdaa8e74aa7914d5d56a5b204eb1.pdf>